

ID: 72

担当部署: 生涯学習課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	高根沢町仁井田地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例 第7条(指定管理者条例第7条第2項において読み替える場合に限る。)		
例規番号	平成6年条例第3号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第7条の規定による。 (利用料金)</p> <p>第7条 前条第1項ただし書きの規定により町長の許可を受けてコミュニティセンターを利用する者は、次条の規定により定められた利用料金を納付し、利用券の交付を受けなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、前項に規定する利用料金を自己の収入とすることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日